

職員に対する賞じゆつ金の授与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第五十四号

職員に対する賞じゆつ金の授与に関する条例の一部を改正する条例

職員に対する賞じゆつ金の授与に関する条例（昭和四十二年広島県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「二千五百二十万円」を「三千万円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。